

乙部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

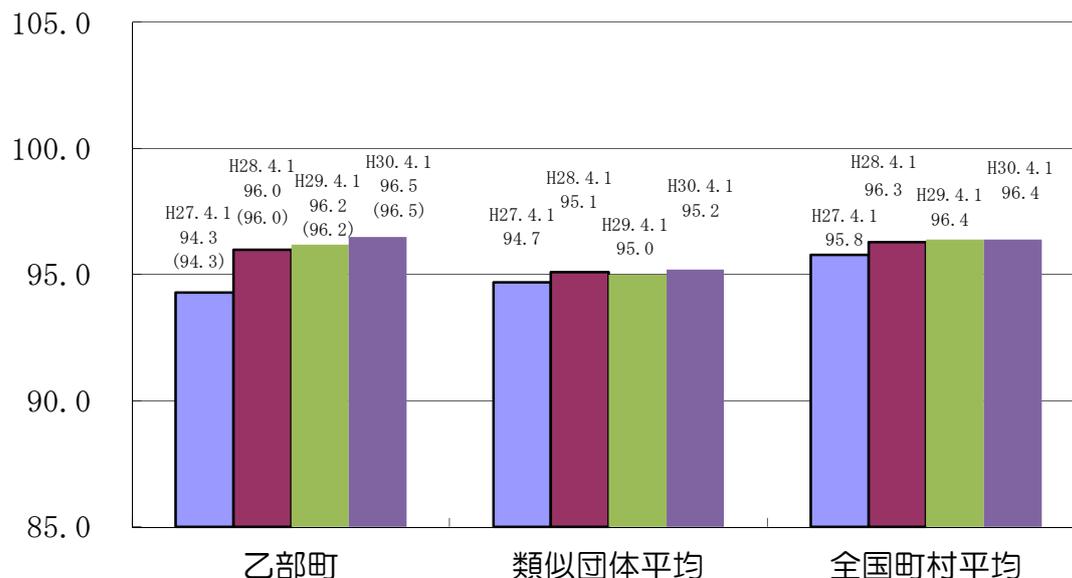
区分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 3,784	千円 4,005,077	千円 100,596	千円 545,349	% 13.6	% 14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 64	千円 221,292	千円 32,940	千円 84,507	千円 338,739	千円 5,293	千円 5,502

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の階層で大卒、高卒の経験年数が上昇しているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日)までの経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
乙部町	40.3歳	287,061円	316,020円	317,233円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,693円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.5歳	291,314円	334,999円	317,269円

② 看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
乙部町	45.0歳	307,895円	363,867円	334,443円
国	47.2歳	315,014円	—	350,632円
類似団体	42.8歳	292,772円	326,047円	303,910円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		乙部町	北海道	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円	147,100円
看護保健職	短大3	197,100円	—	—

(注) 給与条例改正前(遡及適用前)の初任給を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

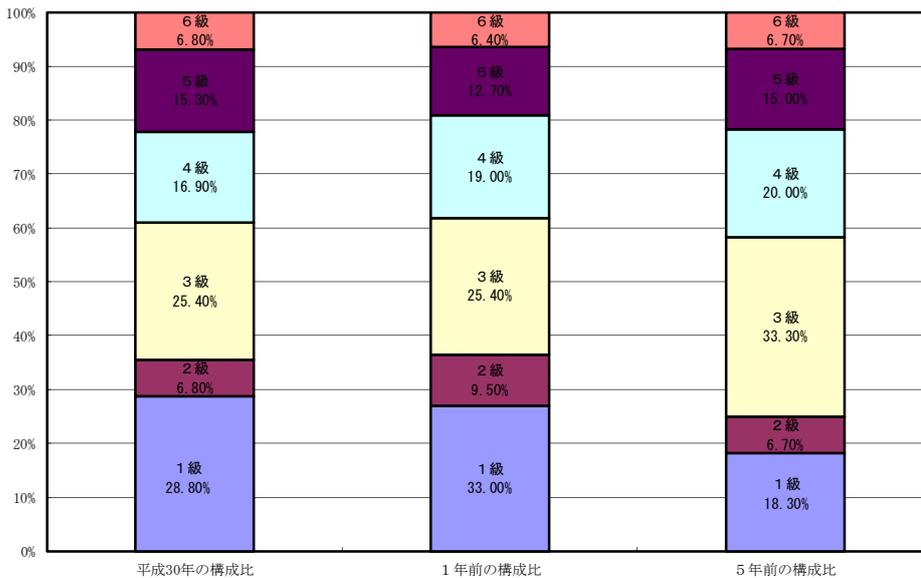
区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	267,400円	363,400円	383,500円	385,200円
	高校卒	——	334,600円	358,400円	365,300円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	17人	28.8%	142,600円	247,100円
2 級	主事・技師	4人	6.8%	192,500円	303,800円
3 級	係長・主査	15人	25.4%	228,900円	349,600円
4 級	補佐・係長	10人	16.9%	262,000円	380,600円
5 級	課長・参事	9人	15.3%	288,000円	392,600円
6 級	課長・局長	4人	6.8%	318,500円	409,800円
計		59人	100.0%		

- (注) 1 乙部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 給与条例改正前（遡及適用前）の給料月額を記載しております。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

乙 部 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,320 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,673 千円	—————
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 4～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

乙 部 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
〔退職時特別昇給	勸奨退職	4～12号俸〕			
1人当たり平均支給額	3,007千円	19,171千円	1人当たり平均支給額		

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)				-千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)				-千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度	
札幌市	3%	0人	3%	

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		10,064千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		629,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		16.3%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （28年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	作業従事者	感染症の防疫作業	0千円	日額 300円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師	深夜における看護業務	4,964千円	1回当たり 6,800円
医学研修手当	病院に勤務する医師	医学研修	5,100千円	予算の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度普通会計決算）	4,438千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度普通会計決算）	94千円
支給実績（28年度普通会計決算）	3,666千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度普通会計決算）	83千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度普通会計決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （28年度普通会計決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 1人 10,000円 配偶者なし 1人目10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人つき5,000円を加算	同	—	6,844千円	236,000円
住居手当	①借家の場合 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 （限度額 27,000円）	同	—	4,744千円	249,684円
通勤手当	通勤のため片道2km以上の職員に支給 ①公共交通機関等利用 運賃相当額を全額支給 （限度額 55,000円） ②自家用車使用 通勤距離に応じて支給 （2,000円～24,400円）	異	②自家用車使用 （2,000円～31,600円）	586千円	48,833円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同		513千円	10,688円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	同		10,502千円	420,080円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族あり 22,540円 (2)世帯主で扶養親族なし 12,860円 (3)その他の職員 8,600円	同		4,692千円	79,525円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	750,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	615,000 円	840,000 円 / 416,500 円	705,000 円 / 415,000 円
報 酬	議 長	232,000 円	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	193,000 円	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	170,000 円	290,000 円 / 130,000 円	
期末手当	町 長 副 町 長	(平成29年度支給割合) 4. 40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 4. 40 月分		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×512.6/100=	(1期の手当額) 15,378,000円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×323.4/100=	7,955,640円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

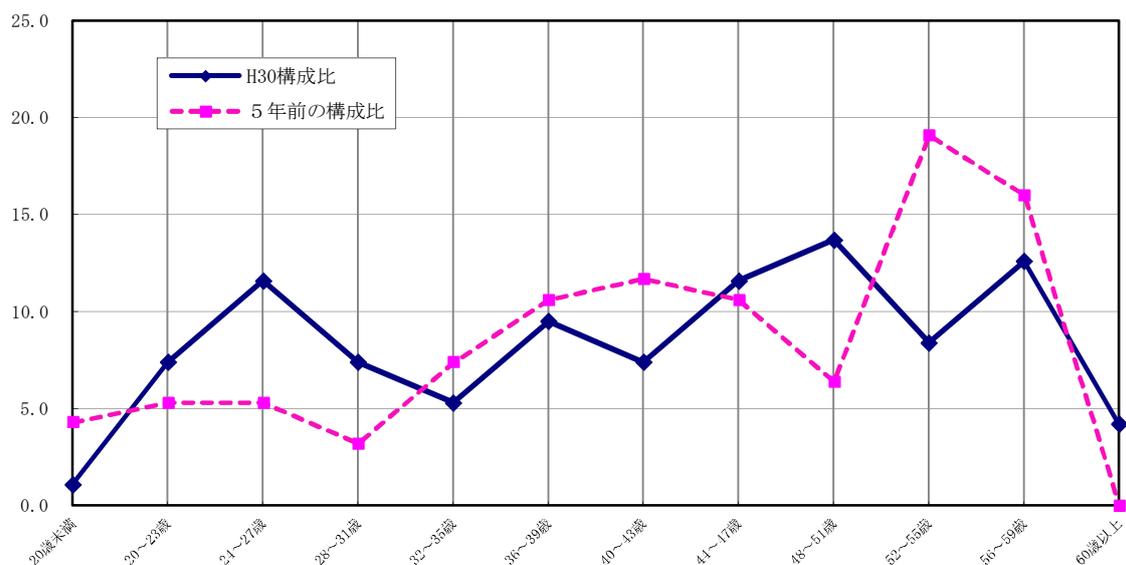
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	△ 2 △ 2 △ 1	執務体制の見直しにより
		総 務	15	17		
		税 務	4	4		
		民 生	9	11		
		衛 生	5	6		
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	9	9		
		商 工 木	1	1		
		土 木	4	4		
		計	50	55	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 166.52人)
	教 育 部 門	9	9		執務体制の見直しにより	
	小 計	59	64		<参考> 人口1万人当たり職員数 155.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 193.58人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	簡 易 水 道	23	22	1	執務体制の見直しにより
		下 水 道	2	2		
		そ の 他	1	1		
		小 計	10	9	1	執務体制の見直しにより
	小 計	36	34	2		
合 計		95 [115]	98 [115]	△ 3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 251.06人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H30	1	7	11	7	5	9	7	11	13	8	12	4	95
H25	4	5	5	3	7	10	11	10	6	18	15	0	94

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	区 分							過去5年間の率 増減数 (率)
	25年	26年	27年	28年	29年	30年		
一 般 行 政	56	536	54	56	55	50	△ 6 (△10.7%)	
教 育	9	9	8	8	9	9	0 (0%)	
公営企業等会計	30	30	31	34	34	36	6 (20.0%)	
計	95	92	93	98	98	95	0 (0%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 平成27年から教育部門より教育長を抜いた数